

砥部町中小企業振興資金融資要綱

平成30年3月20日

砥部町告示18号

(趣旨)

第1条 この告示は、町内の中小企業の金融難を緩和し、その育成と振興を図るため、砥部町中小企業振興資金の融資に関し必要な事項を定めるものとする。

(預託金)

第2条 町長は、予算で定める金額を当該事業の運用資金として、町内に支店のある金融機関（以下「金融機関」という。）に預託するものとする。

(預託期間)

第3条 前条の預託期間は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(融資枠)

第4条 第2条の規定による預託を受けた金融機関は、愛媛県信用保証協会（以下「協会」という。）から融資の債務保証を受けることにより、当該預託金の10倍の融資枠を設置するものとする。

(金融機関の決定)

第5条 運用資金を預託する金融機関は、町長が決定する。

(保証料の補填)

第6条 町長は、協会が定める基本保証料率より引き下げることで生じる協会の保証料減収額の一部について、町長と協会の間で別に定める信用保証料の補給に関する覚書に基づき協議の上決定する。

(損失の補償)

第7条 町長は、協会が融資の債務保証により元利金の全部又は一部について損失を受けたときは、町長と協会との間で別に定める損失補償に関する覚書に基づき協議の上決定する。

(債務の取立ての費用)

第8条 協会の代位弁済による債権の保全、取立て及び担保物権の換価に要した費用は、協会の負担とする。

(融資の対象者)

第9条 融資の対象は、町内に住所又は事務所を有し、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する中小企業者のうち、協会の保証対象業種に該当する者とする。ただし、町税等の滞納者を除く。

(融資金の使途)

第10条 融資金の用途は、運転資金又は設備資金とする。

(融資額の限度)

第11条 融資額は、500万円以内とする。

(融資期間)

第12条 融資期間は5年以内とする。

(融資の手続き)

第13条 融資を受けようとする者は、所定の申込書及び必要書類を金融機関を経由して町長に提出するものとする。

(融資の決定)

第14条 町長は、前条の規定による融資の申込みを受けたときは、速やかに審査し、協会に送付する。

2 協会は、前項の書類を受けたときは、速やかに審査の上、融資の可否を決定し、町長及び金融機関に通知するものとする。

3 金融機関は、協会から保証書を受領したときは、速やかに融資を実行しなければならない。

(貸付金の返還等の条件)

第15条 貸付金の返還、貸付利子その他貸付に関する事項は、町長と協会及び金融機関が協議の上決定する。

(金融機関の既融資金の肩代わり禁止)

第16条 金融機関は、この告示による融資金を金融機関固有の既融資金と肩代わりをさせ、又は融資金の用途を不当に拘束する等のことがあってはならない。

(弁償の除外)

第17条 町長は、金融機関が故意又は重大な過失により、この告示に違反したことによって生じたと認めた損失に対しては、代位弁済をしない。

(融資に関する報告)

第18条 協会は、この預託金による貸付状況及び回収状況を毎月、町長に報告しなければならない。

2 町長は、この融資について、必要な事項に関し金融機関の報告を求めることができる。

(調査料)

第19条 協会は、この告示に基づく融資に限り、当該融資に係る、調査料を徴収しないものとする。

(その他)

第20条 この告示に定めるもののほか、中小企業振興資金融資に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。